性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年七月五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十六号

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の五第三号、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第二項第三号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第三十五条の四第二項、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第七条第二号ル、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第四項第三号及び特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第四十一条第二項第二号イ(6)（同法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

十四　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項（同条第一項（第四号に係る部分に限る。）の罪に係る部分に限る。）、第三条及び第四条（これらの規定のうち、同法第三条第一項に規定する性的影像記録であつて、同法第二条第一項第四号に掲げる行為により生成され、若しくは同法第五条第一項第四号に掲げる行為により影像送信（同項第一号に規定する影像送信をいう。以下この号において同じ。）をされた影像を記録する行為により生成された同法第三条第一項に規定する電磁的記録その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部（同法第二条第一項第一号に規定する性的姿態等の影像が記録された部分に限る。）を複写したものに係る部分に限る。）、第五条第一項（第四号に係る部分に限る。）、同条第二項及び第六条第一項（これらの規定のうち、同法第五条第一項第四号に掲げる行為により影像送信をされた影像に係る部分に限る。以下この号において同じ。）並びに第六条第二項（同条第一項の罪に係る部分に限る。）の規定

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第二条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の一号を加える。

五十一　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条第一項若しくは第二項に規定する罪（同条第一項第二号に掲げる行為に係るものに限る。）又は同法第五条第一項に規定する罪（同項第二号に掲げる行為に係るものに限る。）

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる違法な行為

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第四条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百六十七　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

五十一　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条第一項若しくは第二項に規定する罪（同条第一項第二号に掲げる行為に係るものに限る。）又は同法第五条第一項に規定する罪（同項第二号に掲げる行為に係るものに限る。）

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第六条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

十三　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項（同条第一項（第四号に係る部分に限る。）の罪に係る部分に限る。）、第三条及び第四条（これらの規定のうち、同法第三条第一項に規定する性的影像記録であつて、同法第二条第一項第四号に掲げる行為により生成され、若しくは同法第五条第一項第四号に掲げる行為により影像送信（同項第一号に規定する影像送信をいう。以下この号において同じ。）をされた影像を記録する行為により生成された同法第三条第一項に規定する電磁的記録その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部（同法第二条第一項第一号に規定する性的姿態等の影像が記録された部分に限る。）を複写したものに係る部分に限る。）、第五条第一項（第四号に係る部分に限る。）、同条第二項及び第六条第一項（これらの規定のうち、同法第五条第一項第四号に掲げる行為により影像送信をされた影像に係る部分に限る。以下この号において同じ。）並びに第六条第二項（同条第一項の罪に係る部分に限る。）の規定

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第七条　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第四十七号を同項第四十八号とし、同項第四十六号の次に次の一号を加える。

四十七　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

附　則

この政令は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

国土交通大臣　斉藤　鉄夫